

次期仙台市安全安心街づくり基本計画 骨子案について

市民局市民生活課

計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 本市における安全安心の現状と課題

第3章 基本理念と計画目標

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

第5章 計画の推進

参考資料

計画の位置づけ等

▶ 計画の目的

自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一緒に地域防犯力を高め「犯罪の機会を与えない」、「犯罪をつくりださない」環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を目的とする。

◆仙台市安全安心街づくり条例(平成18年4月施行)

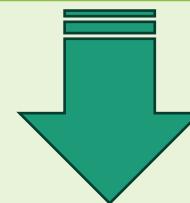
「安全安心街づくり」とは

- ① 犯罪の防止に関する自主的な活動
- ② 犯罪の防止に配慮した環境の整備
- ③ その他の犯罪の発生する機会を減らすための取り組み



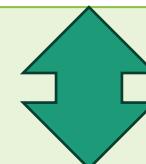
◆仙台市基本計画(令和3年度～令和12年度)

◆仙台市実施計画(令和6年度～令和8年度)



◆仙台市安全安心街づくり基本計画(第5期)

令和8年3月策定予定 計画期間:令和8年度～令和12年度(5年)



市民の安全安心に関する他分野と連携
分野別の諸計画との整合を図る

◆仙台市の分野別の諸計画

安全安心街づくりの範囲

各施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪(自転車盗、特殊詐欺、子どもを狙った犯罪等)の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とする。

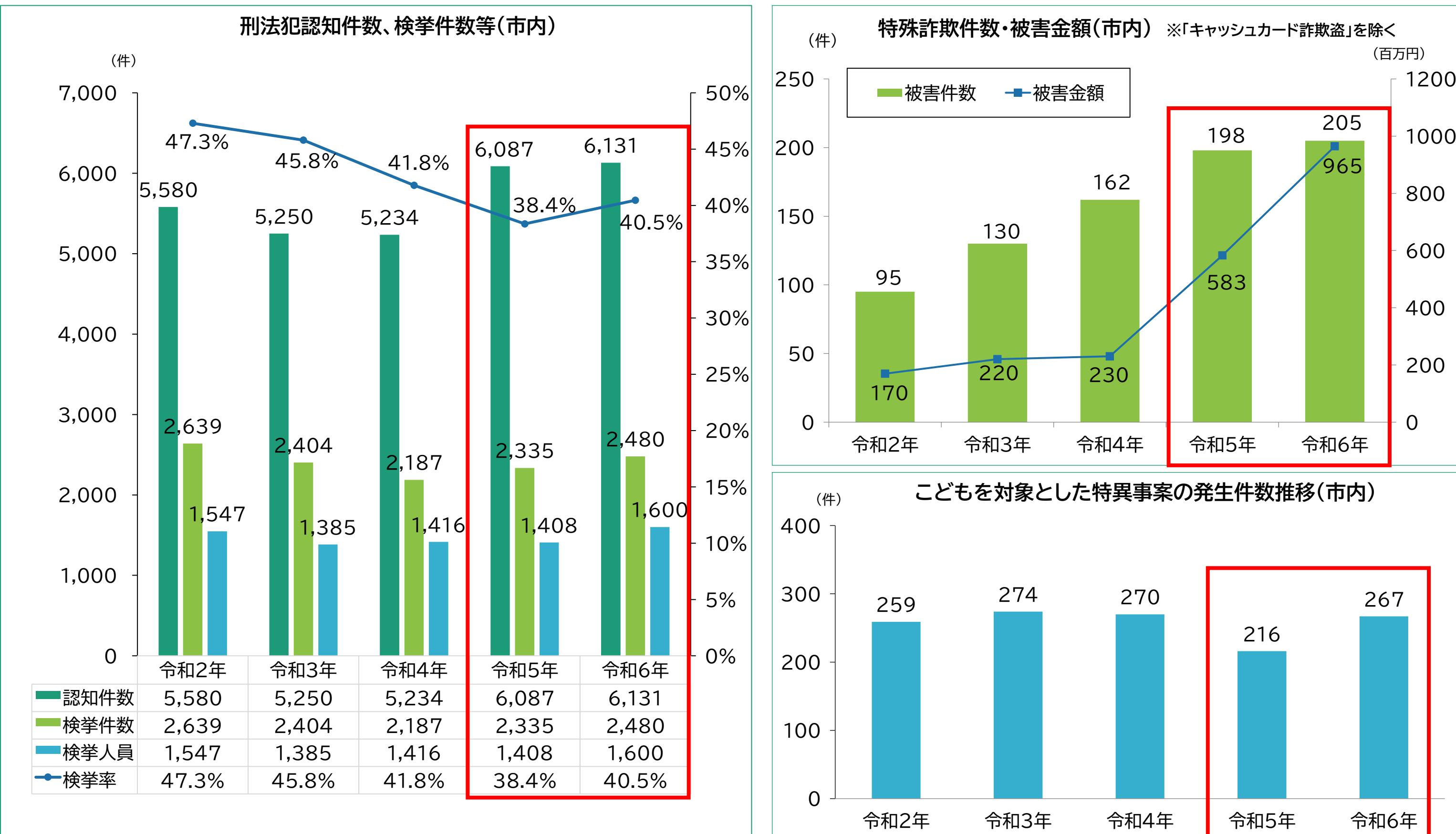
対象とする取り組みの範囲



第2章 本市における安全安心の現状と課題

▶ 市内の犯罪の状況

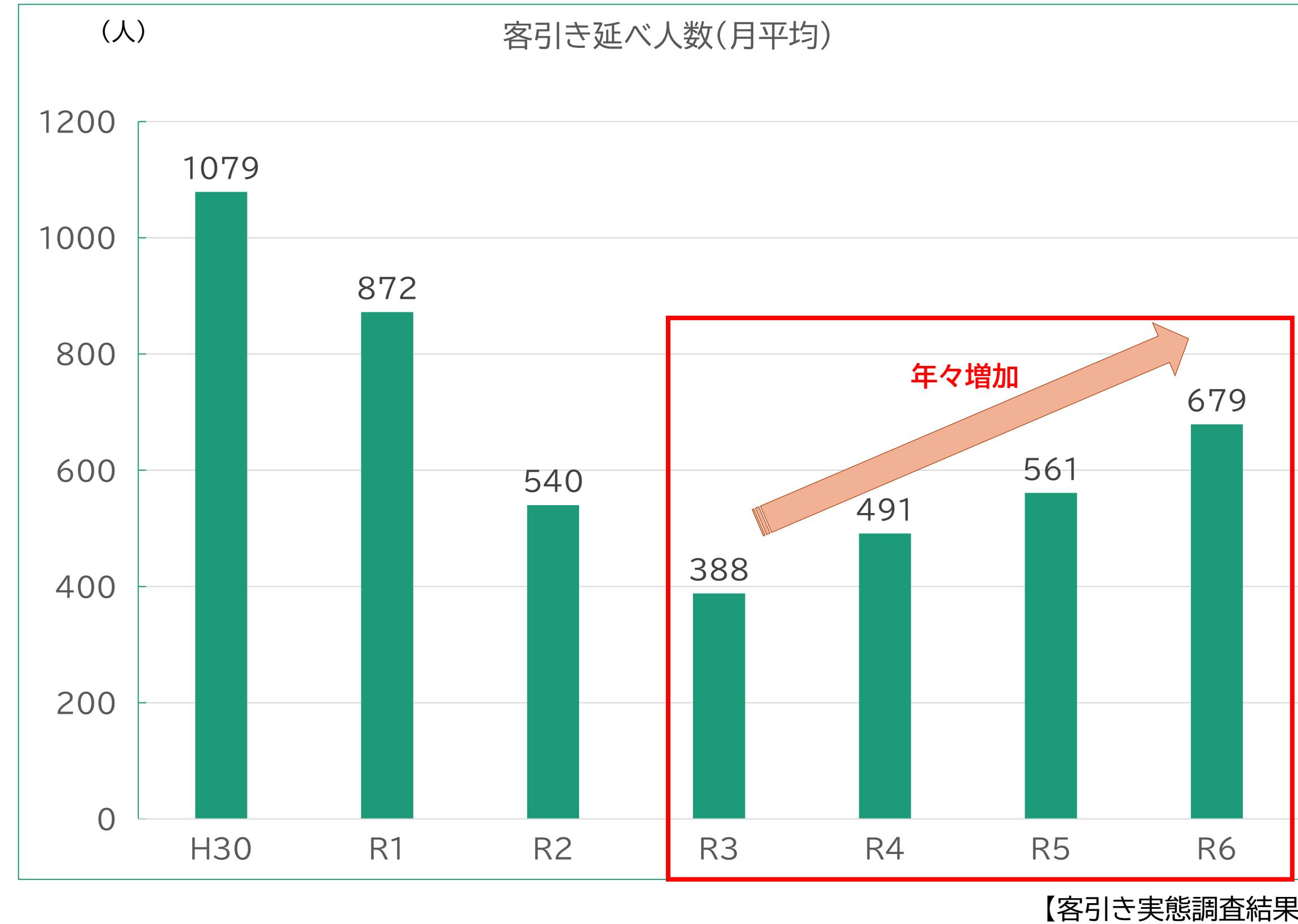
- ・本市の刑法犯認知件数は、平成13年をピークに21年連続で減少していたが、令和5年から増加
 - ・近年の特殊詐欺被害件数、被害金額はともに増加(特殊詐欺(キャッシュカード詐欺を除く)の被害総額は9億6千万円を超える。)
 - ・子ども(13歳未満)を対象とした特異事案※の発生件数は、近年、増減を繰り返しているところ、令和6年は前年から増加しており、267件となっている。
- ※特異事案:公然わいせつ、迷防条例違反、宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例違反、軽犯罪法違反など



第2章 本市における安全安心の現状と課題

▶ 市内の迷惑行為の状況(繁華街・歓楽街の客引き行為等)

- ・本市では、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、または利用することのできる環境を確保するため、平成31年4月1日に「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定し、「客引き行為等禁止区域」を指定、客引き行為者等に対して指導等を実施してきた。条例制定後、客引き行為者等の数は減少していたが、コロナ禍後の人流回復とともに、国分町地区を中心に、客引き行為者等の数が増加傾向となってきた。さらに、仙台駅西口周辺の客引き行為等禁止区域外に客引き行為者等が頻繁に現れるようになり、令和7年1月7日に客引き行為等禁止区域を拡大した。
- ・客引き実態調査の結果、条例制定後の客引き行為者等は減少傾向にあったが、令和4年から増加に転じ、令和6年は月平均679人となっている。



第2章 本市における安全安心の現状と課題

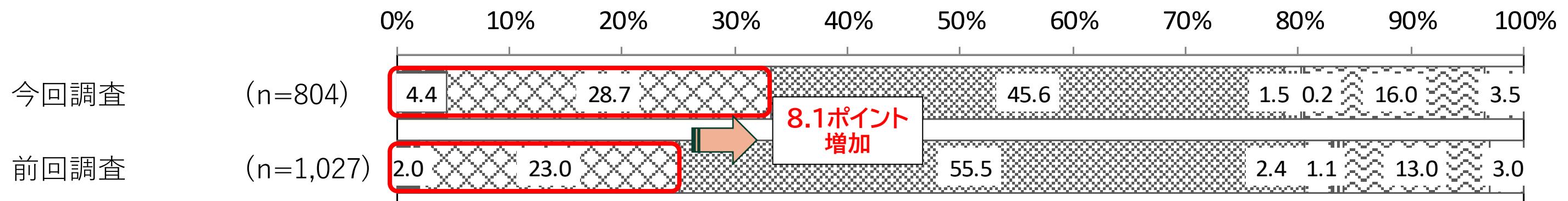
▶ 安全安心に対する市民の意識(安全安心街づくりに関する市民意向調査結果(令和7年度))

◆ 安全安心街づくりの現状・課題について

- 日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなった(「非常に高くなった」を含む)が33.1%で前回調査より8.1ポイント増加

日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性

■ 非常に高くなった □ 高くなった □ 変わらない □ 低くなった □ 非常に低くなった □ 分からない □ 無回答



- 日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪については、「特殊詐欺や悪徳商法など」が50.2%で最も高く、前回調査より11.7ポイント増加

日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪(複数回答)

上位3項目

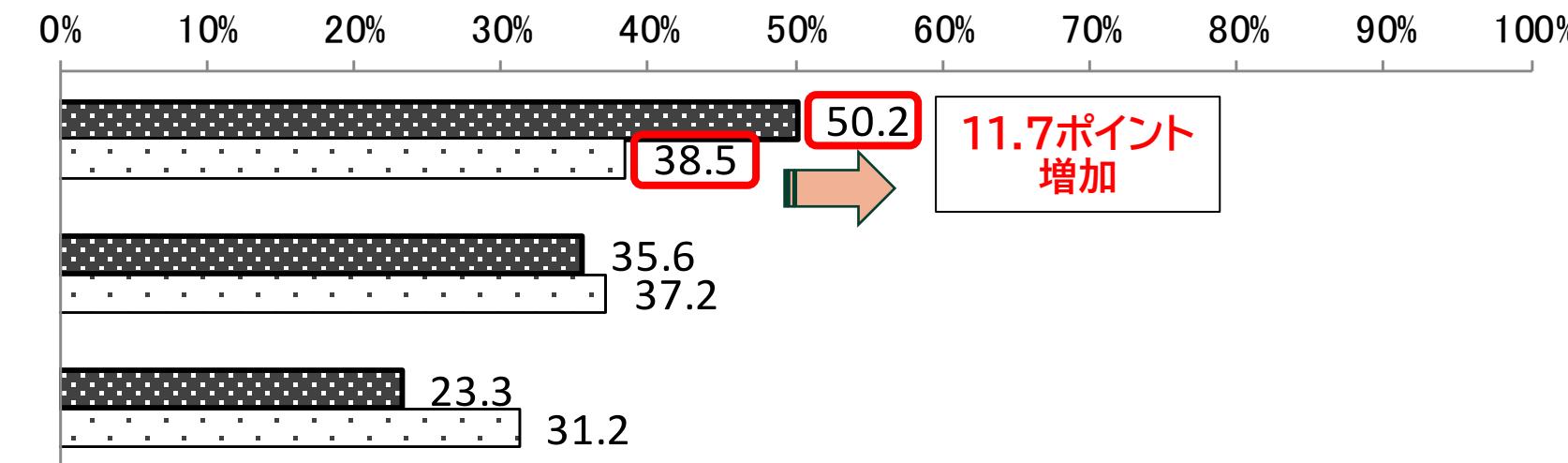
■ 今回調査 (n=804)

□ 前回調査 (n=1,027)

特殊詐欺や悪徳商法など

高齢者が被害者となる犯罪

空き巣や忍び込みなど



第2章 本市における安全安心の現状と課題

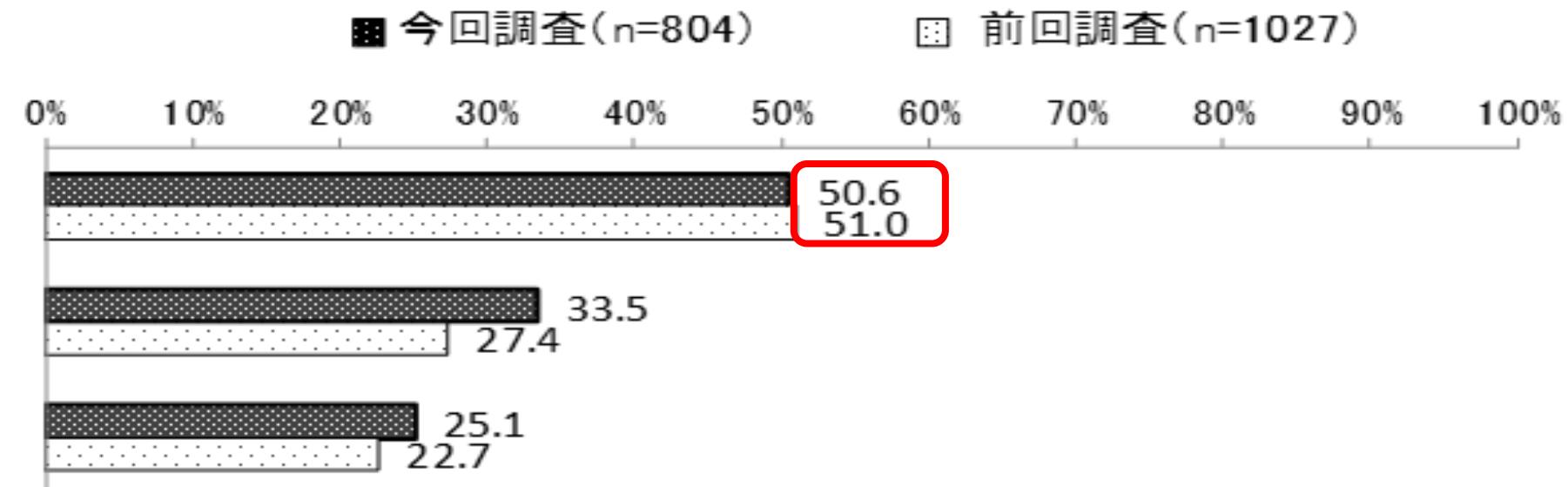
▶ 安全安心に対する市民の意識(安全安心街づくりに関する市民意向調査結果(令和7年度))

◆ 個人や地域の防犯対策について

- ・ 地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものとして、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」が50.6%で最も高い

地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの(複数回答)

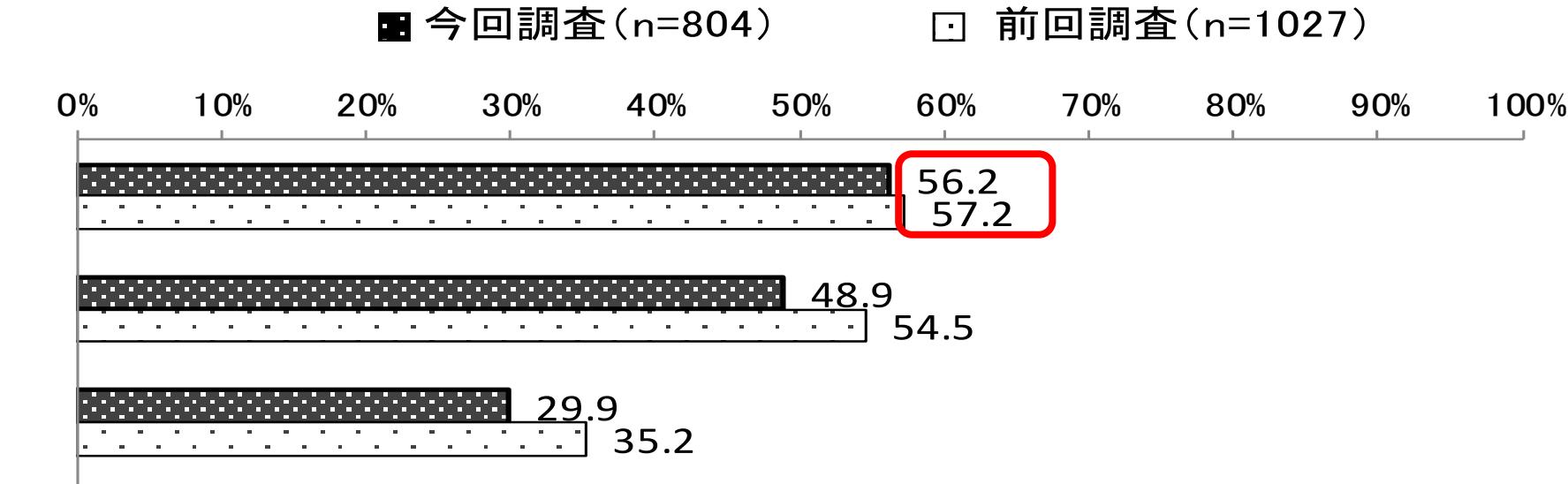
上位3項目



- ・ 地域の防犯力を高めるために必要な取り組みについては、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」が56.2%で最も高い

地域の防犯力を高めるために必要な取り組み(複数回答)

上位3項目

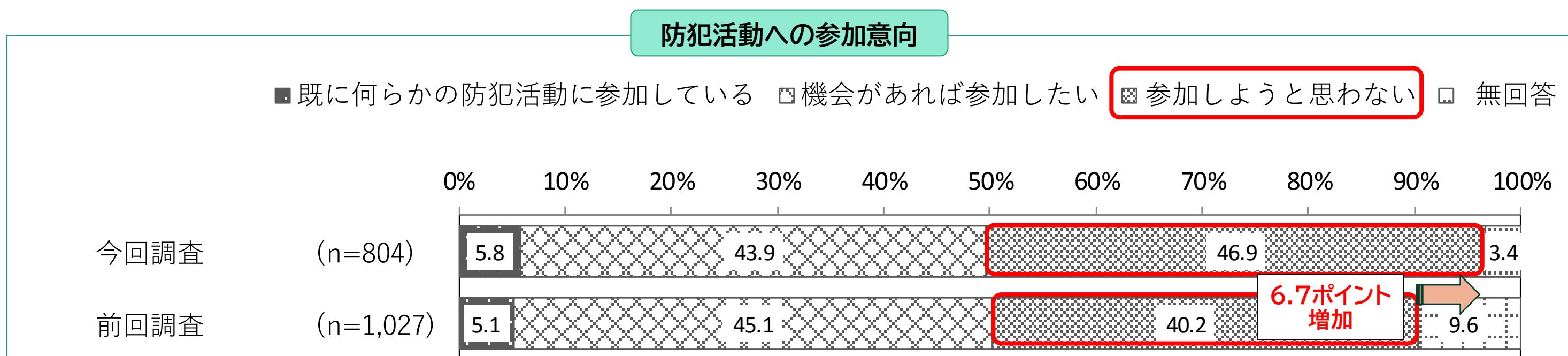


第2章 本市における安全安心の現状と課題

▶ 安全安心に対する市民の意識(安全安心街づくりに関する市民意向調査結果(令和7年度))

◆ 個人や地域の防犯対策について

- ・ 防犯活動への参加意向として、「参加しようと思わない」が46.9%で最も多く、以下、「機会があれば参加したい」(43.9%)、「既に何らかの防犯活動に参加している」(5.8%)、前回調査と比較すると、「機会があれば参加したい」が、1.2ポイント減少、「参加しようと思わない」が6.7ポイント増加
- ・ 「参加しようとは思わない」と回答した人に、防犯活動に参加しようと思わない理由についてたずねたところ、「年齢的または体力的に難しい」が最も多く、以下、「忙しくて時間がない」、「人間関係がわづらわしい」が上位
- ・ 「既に何らかの防犯活動に参加している」と回答した人に、防犯活動に参加して感じた課題についてたずねたところ、「参加者の高齢化が進んでいる」が最も高く、以下、「参加者数が不足している」、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りないまたは連携できない」が上位
- ・ 「機会があれば参加したい」と回答した人に、防犯活動に参加したいと思える条件についてたずねたところ、「好きな時間が選べる」が最も多く、以下、「防犯活動の内容が自分の考えと合う」、「警察が活動に同伴する」が上位



第2章 本市における安全安心の現状と課題

▶ 安全安心に対する市民の意識(安全安心街づくりに関する市民意向調査結果(令和7年度))

◆ 行政の防犯活動について

- ・ 安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組みについて、「防犯灯や街路灯を整備し、道路を明るくする」が63.7%で最も高い

安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み(複数回答)

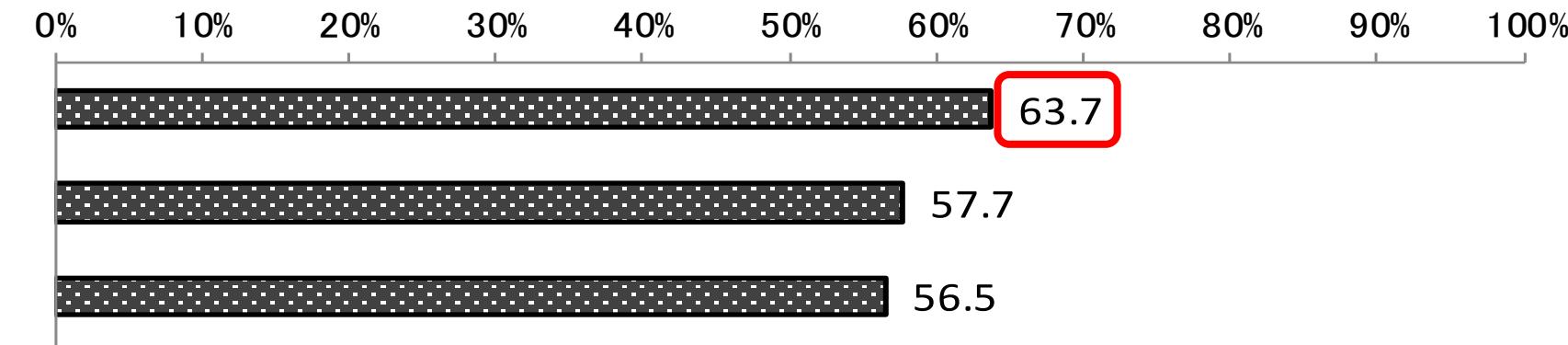
上位3項目

■ 今回調査(n=804)

防犯灯や街路灯を整備し、道路を明るくする

警察官による巡回活動を強化する

地域の犯罪発生情報を提供する



◆ 街中における迷惑行為について

- ・ 1年間で迷惑と感じた行為について、「自転車の走行マナーの悪さ」が47.6%で最も高く、前回調査より9.1ポイント増加

1年間で迷惑と感じた行為(複数回答)

■ 今回調査(n=804)

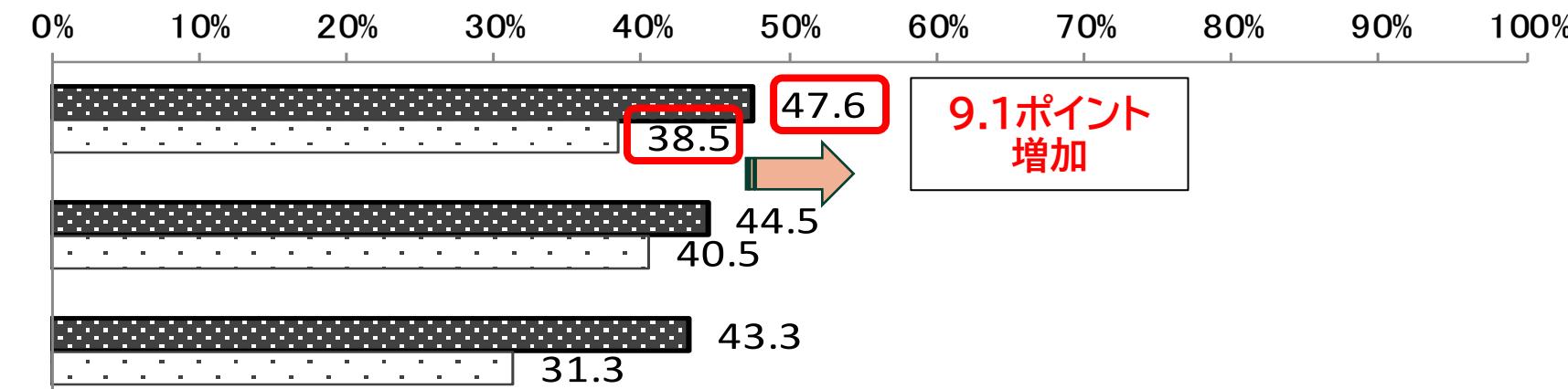
□ 前回調査(n=1027)

上位3項目

自転車の走行マナーの悪さ

空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て

携帯電話等のマナー・歩きスマホ



第2章 本市における安全安心の現状と課題

➤ 犯罪被害者等支援条例について

◆ 犯罪被害者等への支援金の交付実績

昨年度の条例制定以降、宮城県警察等との連携により、犯罪被害者等に対して本市制度の周知を進めてきた。その結果、令和7年度は前年度に比べ支援実績が増加している。

交付実績

○令和6年度(令和6年10月4日～令和7年3月31日)

支援内容	件数	金額(円)
遺族支援金	0	0
重傷病支援金	2	200,000
性犯罪被害支援金	10	1,000,000
計	12	1,200,000

○令和7年度(8月31日現在)

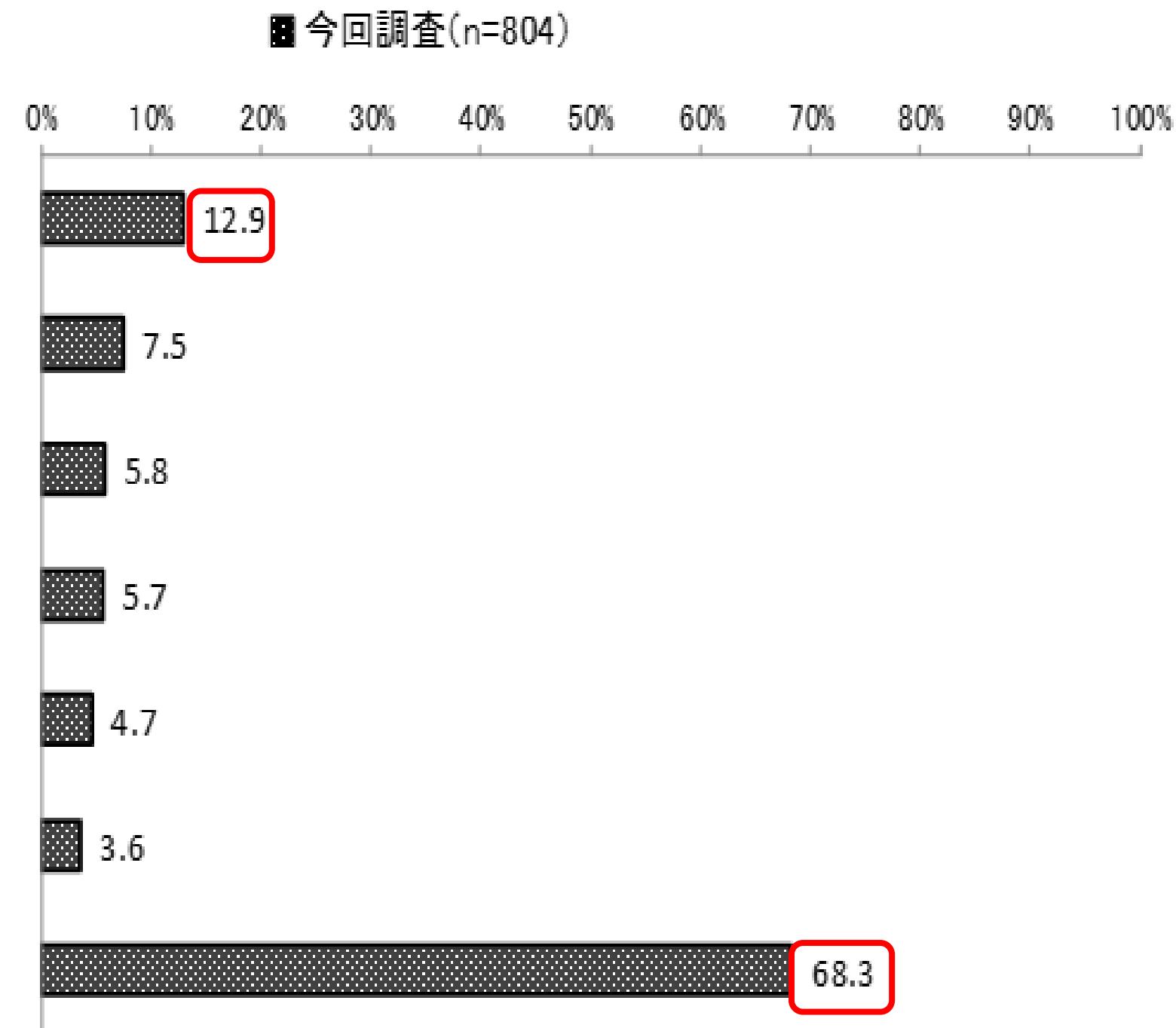
支援内容	件数	金額(円)
遺族支援金	1	300,000
重傷病支援金	4	400,000
性犯罪被害支援金	31	3,100,000
転居費用助成	2	268,800
死体検案料助成	1	90,000
計	39	4,158,800

第2章 本市における安全安心の現状と課題

◆ 犯罪被害者等支援条例の認知度について(安全安心街づくりに関する市民意向調査結果(令和7年度))

仙台市犯罪被害者等支援条例の内容で知っていることは、「仙台市では、「仙台市犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、犯罪被害にあわれた方の相談に応じていること」が12.9%にとどまり、さらに「条例の内容で知っていることはない」が68.3%で半数以上

仙台市犯罪被害者等支援条例の認知度(複数回答)



条例の内容で知っていることはない

第2章 本市における安全安心の現状と課題

▶ 現計画(令和3～7年度)の振り返り

- ・「市内の刑法犯認知件数等の減少」について、令和6年は6,131件で前年より増加しており、目標値に達していない状況
- ・「防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加」について、減少傾向となっており、令和7年度の市民意向調査結果では49.7%で目標値に達していない状況

成果目標1

市内の刑法犯認知件数等の減少

(令和元年) 7,116件 → (令和7年) 4,600件

⇒ そのうち、特殊詐欺の発生件数の減少

(令和元年) 117件 → (令和7年) 80件

⇒ (関連)こどもを対象とした特異事案※の発生件数の減少

(令和元年) 287件 → (令和7年) 180件

※公然わいせつ、迷防条例違反、子ども条例違反、軽犯罪法違反、宮城県子どもを犯罪の被害から守る条例違反など

● 成果目標1について

令和2年は、新型コロナウィルス感染症の影響により特異な数値となっていることから成果目標の設定にあたっては、令和元年の数値を基準とする。

成果目標2

防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の増加

(令和2年) 50.2% → (令和7年) 60%以上

推移

【刑法犯認知件数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数	5,580	5,250	5,234	6,087	6,131

【特殊詐欺件数 ※キャッシュカード盗を除く】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被害件数	95	130	162	198	205

【こどもを対象とした特異事案の発生件数】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	259	274	270	216	267

【防犯活動に参加又は参加意欲のある市民の割合】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
割合	50.2%	74.6%	69.7%	69.0%	67.0%

※令和3年から令和6年の割合は「市政モニター」による結果
令和7年度の市民意向調査結果は、49.7%

▶ 現状を踏まえた課題の整理・重点的な取り組み

課題

◆ 市内の犯罪の状況

- ・刑法犯認知件数が増加傾向となっており、特に犯罪手口の巧妙化と多様化により、特殊詐欺の被害件数、被害金額はともに増加している。高齢者に限らず全世代において被害は拡大しており、従来の対策だけでは十分に対応できない部分がある。
- ・子どもに対する声かけ事案等、女性への性犯罪やストーカー、暴行、高齢者を対象とした詐欺被害は依然として多く発生しており、各世代、特徴に応じた防犯対策が不十分な部分もある。
- ・市民の約3割が「犯罪が増えている」と感じており、特に特殊詐欺や凶悪事件への不安が強い。

◆ 地域や個人の防犯活動状況

- ・地域の防犯活動は高齢者が中心で、若年層の参加が少ない。活動の継続性や活力の維持が難しくなっている。
- ・「機会があれば防犯活動に参加したい」と考える人が多いが、実際の活動にはつながっていない。さらに「参加しようと思わない」と考える人も多数存在する。

◆ 市内の迷惑行為の状況

- ・繁華街・歓楽街における客引き行為等について、条例制定後、減少傾向にあったものが近年、増加に転じている。
- ・自転車走行マナーの悪さ、ごみ等のポイ捨て、携帯電話等のマナーの悪さに関する意見が多くなっている。

◆ 犯罪被害者等支援の認知度等

- ・令和6年度の条例制定以降、宮城県警察等と連携し、犯罪被害者等へ本市制度の周知を進めてきたことにより、支援につなげることができている。一方、一般の方における条例内容の認知度は低い状況である。

重点的な取り組み

◆ 特殊詐欺等に対する取り組み

各世代が犯罪の被害にあわないように、より効果的な周知啓発の手法を検討し、対策の充実改善を図る必要がある。

◆ こども、女性、高齢者等の防犯対策

- ・被害者属性(世代・性別等)に応じた防犯対策を検討し、周知していく必要がある。
- ・地域や学校と連携したこどもの見守り活動等をさらに進めていく必要がある。

◆ 人的連携による地域防犯活動の推進

各団体等との連携強化や情報共有、防犯団体の活動を幅広く周知すること等を実施するとともに、防犯活動に参加意欲のある方が参加しやすい機会を提供することで、各世代の担い手を確保していく必要がある。

◆ 繁華街・歓楽街の客引き対策

現行の対策を改めて検証し、関係機関等と連携・情報共有を図り、官民一体となった重点的な取り組みをより一層推進していく必要がある。

◆ 犯罪被害者等の支援の推進

犯罪被害者等支援総合相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害にあった方が、早期に必要な支援を受けられるよう関係機関との相互連携を図り、迅速に支援を行っていく必要がある。

第5期「仙台市安全安心街づくり基本計画」の計画期間は、令和8年度から令和12年度とし、第4期までの計画の基本理念を引き続き継承する。

基本理念

「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」

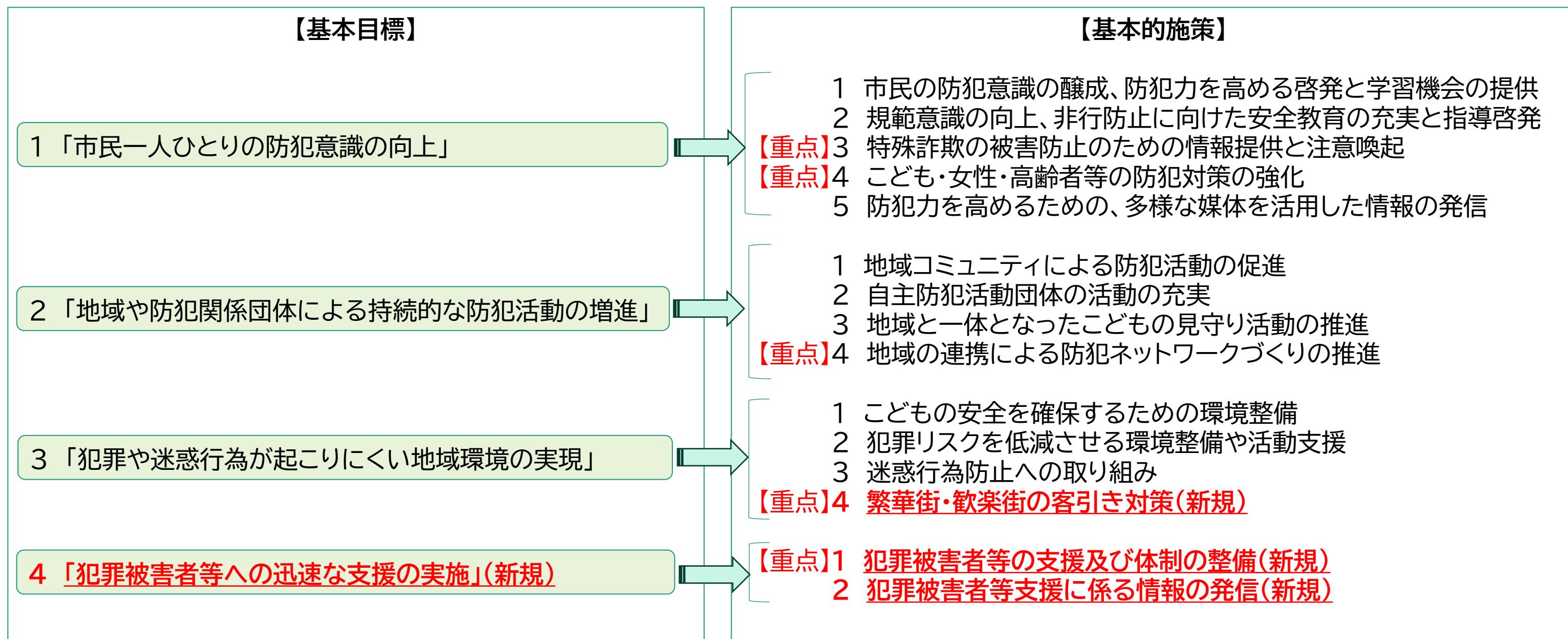
現状やその分析を踏まえ、第4期までの基本目標を引き続き継承し、新たな目標として「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」を定める。

基本目標

- 1 「市民一人ひとりの防犯意識の向上」
- 2 「地域や防犯関係団体による持続的な防犯活動の増進」
- 3 「犯罪や迷惑行為が起こりにくい地域環境の実現」
- 4 「犯罪被害者等への迅速な支援の実施」(新規)

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

4つの目標をもとに、重点的取り組むべき事項を定め、安全安心街づくりの実現に向けた各種施策を推進していく。



第5章 計画の推進

基本理念を実現させるため、市民、事業者及び関係機関・団体等と連携を図りつつ、安全安心街づくりに関する施策について、効果的、計画的な事業の推進を図る。

